

千葉市町内自治会集会所建設等事業補助金について

補助対象経費について

平成30年4月1日以降、建物の修繕等と同時に施工する、バリアフリー化のための外構工事の経費も補助対象とします。

これまで

外構工事に要する経費はすべて補助対象外

↓

改正（平成30年4月1日施行予定）

外構工事であっても、建物の新築、建替、増改築、修繕と同時に施工する、高齢者、障害者等が安全かつ容易に集会所を利用できるようにするために行うバリアフリー化のための工事に要する経費を補助の対象とします。

（バリアフリー化のための工事例）

- 手すりの設置工事
- 集会所や集会所敷地入口へのスロープの設置工事
- 昇降機の設置工事

※バリアフリー化のための単独での外構工事は、補助対象となりません。

※平成30年度に補助対象となるのは、昨年の意向調査時に、「平成30年度工事予定（交付申請）」として交付の申出のあった団体のみです。

※上限額については、これまでと変更ありません。

各区連協總會や、平成31年度の工事（交付申請）意向調査時に改めてお知らせいたします。

（参考）補助事業の経費、補助額及び限度額

経 費	補助額（千円未満切捨）	限 度 額
新築、建替、増改築並びに集会所としての施設及び土地付き建売住宅の買取又は買替に要する経費	実際に要した費用（補助対象経費）の2/3以内の額	1件につき800万円
修繕に要する経費	実際に要した費用（補助対象経費）の1/2以内の額	1件につき50万円
耐震診断	耐震診断に要した費用（補助対象経費）の2/3以内の額	1件につき4万円
耐震設計	耐震設計に要した費用（補助対象経費）の1/2以内の額	1件につき10万円

【お問い合わせ先】 千葉市市民局市民自治推進部
市民自治推進課 地域運営班
043-245-5138
jichi.CIC@city.chiba.lg.jp